

著作権の制限 3（営利を目的としない上演、時事事件報道、裁判手続等における複製）

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年6月8日

営利を目的としない上演等（38条1項）

- 次の要件を充足する場合には、無許諾で、公に上演、演奏、上映、口述することができる。
 - ① 非営利目的
 - ② 無料（観衆・聴衆から著作物の提示に対する対価を受領しない）
 - ③ 無報酬（実演家・口述家に対して報酬を支払わない）
- 無料に加えて非営利目的が要件になっていることから、営利目的は、公演自体から利益を上げる目的に限定されず、営利活動に間接的に貢献する目的（ex. 企業の宣伝をする目的での無料コンサート、営業施設におけるBGMとしての音楽の演奏）も含まれると考えられる。
- 無報酬の要件は、録画・録音データを再生して演奏、上映又は口述する場合、実演家・口述家がパフォーマンスの際に報酬を受領していても、再生上映等についての報酬を受領していなければ充足されると考える。

38条1項

「公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、**聴衆又は観衆から料金**（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）**を受けない**場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について**実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。**」

営利を目的としない上演等（38条1項）

□東京地裁平成15年1月28日判決（ハートフルチャリティーコンサート事件）

【事案】

被告会社は、「Cハートフルチャリティーコンサート」と称する歌謡ショーのコンサートを企画・制作し、これを全国各地の演奏会場で主催して開催してきた。

訴外Cは、有名な歌手であるが、（ある時期からは）無報酬で歌唱することを引き受けた。

被告会社は、（ある時期からは）聴衆から入場料を徴収していなかったが、寄付金の納付を募り、寄付した者に対して記念のパンフレットやプログラム等を交付していた。

◆ 38条1項の無料の要件を充足するか否かが争われた。

- 裁判所は、寄付金を集める行為が楽曲（本件著作物）の演奏に対する対価の徴収であると判断した。すなわち、裁判所は、無料の要件を充足しないと判断した。
- 寄付金納付と楽曲（本件著作物）の演奏との牽連性の考え方によっては、無料の要件を充足すると判断し得る事案であったと考える。寄付金を納付しなくても支障なくコンサートを聴くことができたのであれば、無料の要件を充足すると考える。

◆ 本件著作物を歌唱（2条1項16号の「演奏」）していたのはCであるから、仮に演奏権侵害行為があったとしても、その侵害主体はCであって被告会社ではない、という被告会社の主張（本件では、実際には、そのような主張はなされていない）は認められるか？

営利を目的としない公衆伝達（38条3項）

- 次の要件を充足する場合には、38条3項前段により、無許諾で公衆伝達することができる。
 - ① 対象著作物が、放送されるものであること（「放送される」とはリアルタイムで放送されることを意味する）。
 - ② 非営利目的
 - ③ 無料（観衆・聴衆から著作物の提供に対する対価を受領しない）
- 38条3項後段の「同様とする」、（許諾なく）公に伝達することができる、を意味する。
- 「受信装置」は、放送・有線放送を受信して、視聴者に伝達する装置を意味する。典型的には、テレビ、ラジオ。
- 「家庭用受信装置」を用いる場合は、営利又は有料であっても、無許諾で公衆伝達することができる（38条3項後段）。

38条3項 「放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後を開始されるものを除く。）が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。」

」

営利を目的としない公衆伝達（38条3項）

- ✓ 「放送される」とはリアルタイムで放送されることを意味するため、放送された著作物を録音・録画した上で、受信装置を用いて公に伝達する行為には38条3項は適用されない。この場合、演奏・上映（2条7項）が38条1項により演奏権・上映権侵害から免責されるかの問題となる。
- ✓ 不特定人からの求めに応じて自動的に映画の著作物をテレビ又はクライアントPCにストリーミング配信する行為（ex. Netflix, Amazon Prime, YouTube）は、同時受信を目的としないので、有線放送ではなく、自動公衆送信に該当する。したがって、38条3項の「有線放送され」にも、38条1項の「上映」等にも該当しない。しかしながら、上映との類似性に鑑み、38条1項が類推適用されるべきと考える。

38条3項 「放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。）が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信装置を用いてする場合も、同様とする。」

2条7項 「この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。」

2条1項8号 「放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。」

2条1項17号 「上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。」

営利を目的としない公衆伝達（38条3項）

□ 事例

- ① 非営利の公共スポーツ施設（ただし、施設利用料は発生する）のロビーに業務用の大型テレビが設置されている。施設スタッフが、スポーツのルールを説明するYouTube動画をストリーミング再生させつつ来場者にルールを説明する。
- ② ホテルのロビーに市販のテレビが設置されている。ホテルの事業主は、チェックイン・チェックアウト待ちのゲストのために、そのテレビでテレビ放送を流している。
- ③ スポーツバーの事業主が、店舗内に設置された大型ディスプレイで、来店客に、リアルタイムで、スポーツ中継（テレビ放送）を見せしている。
- ④ スポーツバーの事業主が、店舗内に設置された大型ディスプレイで、来店客に、録画したスポーツ中継（テレビ放送）を再生して見せしている。

◆ 著作権者は、どの著作権の侵害を主張できるか？

◆ 事業者の抗弁として何が考えられるか？その抗弁は妥当か？

23条

「著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」

営利を目的としない映画以外の著作物の無料貸与（38条4項）

- 38条4項により、非営利目的・無料貸与は、貸与権侵害から免責される。ただし、映画の著作物については、非営利目的・無料貸与であっても、38条5項が適用されない限り頒布権（26条1項、2条1項19号）侵害から免責されない。
- 図書館による映画以外の著作物の貸与は、非営利目的かつ無料であるため、著作権者（貸与権者）の許諾なく行うことができる。
- 少数の特定の者に対する映画以外の著作物の貸与（ex. 数人の知合いへの本の貸与）は、公衆への提供ではないので、貸与権の対象行為ではない（26条の3の「公衆に提供」に該当しない）。

38条4項

「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。」

26条の3（貸与権）

「著作権者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」

2条1項19号

「頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。」

営利を目的としない映画の著作物の貸与（38条5項）

- 38条4項では免責主張できる者が限定されていないのに対し、38条5項は免責主張できる者を「政令で定める」非営利施設に限定している。地方公共団体が設置する図書館は38条5項の対象であるが、学校の図書館は対象ではない（著作権法施行令2条の3第1項2号、図書館法2条1項）。
- 38条5項に基づき映画の著作物を貸与により頒布する者は、著作権者（頒布権者）に対して補償金を支払う義務を負う。したがって、公立図書館が映画のDVD又はゲームソフトを無料貸与する場合、図書館は頒布権者に補償金を支払う義務を負う。
- 映画の著作物については、少数の特定の者に対する貸与も、公衆に提示することを目的とする場合は、頒布権の対象行為となる（2条1項19号）。

38条5項

「映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。」

時事問題に関する論説の転載・放送、政治上の演説、裁判・審判における公開陳述の利用

- 時事問題に関する論説の転載・放送（39条）
- 新聞・雑誌に掲載された時事問題に関する論説（学術的性質を有するものを除く）であって転載禁止の表示がないものは、世間に周知させる目的で発行されたものであることに鑑み、許諾なく、他の新聞・雑誌に転載し、又は放送することができる。

- 政治上の演説、裁判・審判における公開陳述の利用（40条）
- 政治上の演説、裁判・審判（ex. 特許無効審判）における公開陳述は、著作権フリーで利用することができる。
[趣旨]
 - ・ 政治上の演説を社会に周知させるのが民主主義に貢献する。
 - ・ 裁判・審判における公開陳述へのアクセスを容易にするのが裁判公開の原則の趣旨に合致する。
- 40条1項が適用される場合、著作物を「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」。したがって、要約又は翻案して利用することが可能である。

40条1項

「公開して行われた政治上の演説又は陳述並びに裁判手続及び行政審判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続をいう。第四十一条の二において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」

- 40条1項の限定「同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き」はベルヌ条約2条の2第3項に由来する。例えば、ある政治家の複数の演説を収集・選別して演説集を作成する行為には40条1項は適用されない。

ベルヌ条約2条の2

Article 2^{bis}

[Possible Limitation of Protection of Certain Works: 1. Certain speeches; 2. Certain uses of lectures and addresses; 3. Right to make collections of such works]

(1) It shall be a matter for legislation in the countries of the Union to exclude, wholly or in part, from the protection provided by the preceding Article political speeches and speeches delivered in the course of legal proceedings.

(2) It shall also be a matter for legislation in the countries of the Union to determine the conditions under which lectures, addresses and other works of the same nature which are delivered in public may be reproduced by the press, broadcast, communicated to the public by wire and made the subject of public communication as envisaged in Article 11^{bis}(1) of this Convention, when such use is justified by the informatory purpose.

(3) Nevertheless, the author shall enjoy the exclusive right of making a collection of his works mentioned in the preceding paragraphs.

時事の事件の報道のための利用（41条）

41条

「写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。」

[趣旨]

時事の事件を報道する場合には、その事件を構成する著作物を提示することが報道目的上適切な場合があり、また、その事件中出现する著作物を報道に伴って利用する結果が避け難い場合がある。時事の事件の報道は民主主義の前提条件となるものである。

- 「時事の事件」とは、現在又は現在と時間的に近接した時点の出来事を意味する。このような出来事は、報道する必要性が特に高い。
- 「当該事件を構成する著作物」： ex. 絵画盗難事件のニュースにおいて放映された盗まれた絵画、暴力団に対する捜査を報道する際に放映された当該暴力団の組長の襲名式のビデオ
- ✓ 32条1項（引用による利用）の抗弁も主張できる場合が多い。
- 「当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物」： ex. 外国の要人が美術館を訪問したニュースにおいて鑑賞シーンに写り込む絵画。スポーツの国際大会の開会式を報道するニュースにおいて開会式で演奏された音楽。
- ✓ 30条の2（付随対象著作物の利用）の抗弁も主張できる場合が多い。

時事の事件の報道のための利用（41条）

■ 霊言DVD事件（東京地裁平成24年9月28日判決）を参考にした事例

- ① 新興宗教Aの教組Xが、29条1項に基づき、「霊言」と呼ばれる宗教行為を撮影した映像である映画の著作物（公表済み）（「本件著作物」）の著作権を取得したと認定された。
- ② 教団Aの元教団幹部Yは、報道各社に、教団Aに対する名誉棄損等を理由とする訴訟提起を報告するための記者会見を開催して報道記者を集めた。
- ③ Yは、記者会見で、霊言の一部はYの名誉を毀損すると主張した。

◆ Xは、次の行為a及びbは本件著作物の著作権（上映権、複製権、頒布権）を侵害すると主張した。Yはどのような抗弁を主張できるか？

- a. Yは、記者会見の場で、本件著作物中自己が主張する名誉棄損に関連する部分の録画を再生した。
- b. Yは、記者会見における自己の主張の参考資料の一部として本件著作物中自己が主張する名誉棄損に関連する部分をDVDに複製して、記者会見の場で多数の報道記者に配布した。

- 41条の時事報道の抗弁の主張適格： 霊言DVD事件東京地裁判決は、41条の抗弁を主張できる者は「報道を行う者」に限定され、Yのような「報道の対象者」は主張適格者に含まれないと判断した。しかしながら、Yも、報道機関を利用して報道する者、すなわち41条の報道の主体と認定できるとと思われる。
- 47条の7 「…第三十二条…第四十一条…の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物…の譲渡により公衆に提供することができる。…」

裁判手続等における複製（41条の2）

令和5年改正で新設された41条の2（裁判手続等における複製等）

「著作物は、裁判手続及び行政審判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 著作物は、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）その他政令で定める法律の規定による行政審判手続であつて、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴つて行うもののために必要と認められる限度において、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項、次条及び第四十二条の二第二項において同じ。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

- 裁判手続及び特許庁での審判（査定系審判も含む）のために、当事者は、著作権フリーで著作物を複製することができる。
- 裁判所・特許庁は、著作権フリーで、著作物を含む訴訟書類を複製することができる。
- 特許庁は、著作権フリーで、著作物を含む審理書類をウェブサイトにアップロードして公衆に閲覧させることができる。

立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等（42条）

42条

「著作物は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製し、又は当該内部資料を利用する者との間で公衆送信を行い、若しくは受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及びその複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

※ 令和5年改正で、組織内公衆送信・組織内公衆伝達が免責行為に追加された。

- 例えば、ある行政機関の東京本部と大阪支部を接続するLANシステムの組織内ホームページに著作物をアップロードする行為は、組織内公衆送信（「当該内部資料を利用する者との間で公衆送信」）に該当する。

- 行政目的のための内部資料として映画以外の著作物の複製物を作成し、当該複製物をその目的で多数の職員に譲渡する行為は、47条の7により譲渡権侵害から免責される。

47条の7 「…第四十二条…の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（…第四十二条…の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、…第四十二条…の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（…第四十二条…の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物を除く。）を…第四十二条…に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合…は、この限りでない。」

東京地裁平成20年2月26日判決（社会保険庁LAN事件）

【事案】

- 社会保険庁LANシステムは、社会保険庁と全国各地の関連組織とを接続するネットワークシステム。
- 社会保険庁職員は、世間の社会保険行政に対する評価の参考資料として、社会保険庁LANシステム上の電子掲示板に社会保険庁に関する報道記事を複製していた。
- ◆ 「行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合」（42条）に該当するか？
- 国民の年金行政に対する意見を考慮した行政執行をするという公共の目的に資するものであるから「行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合」に該当すると考える。
- 東京地裁の判断： 構内外のアクセスポイントと接続された電気通信回線システムにアップロードしているので自動公衆送信（送信可能化）に該当する。したがって、令和5年改正前の42条に該当しない。
- 東京地裁の判断には、組織が物理的に同一の建物（構内）に収まっているか、複数の建物を使用しているかによって侵害／非侵害が変わるのは非合理的はないかという疑念があった。
- 令和5年改正後の42条では、組織内公衆送信として免責される。

2条1項7の2号（公衆送信の定義）

「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。」

行政機関情報公開法等による開示のための利用（42条の3）

- 行政機関等（行政機関、独立行政法人、地方公共団体）は、行政機関情報公開法等により著作物を公衆に提供することを目的とする場合、開示に必要な限度で当該著作物を利用することができる。
- 行政機関等は、著作権を理由に、開示拒否できない。

42条の3

「行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第十五条第一項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。」

行政機関の保有する情報の公開に関する法律14条1項 「行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。」